

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱

制定	平成30年	7月10日	市長決裁
改正	平成31年	4月9日	市長決裁
	令和元年	5月10日	環境政策課長決裁
	令和2年	3月31日	市長決裁
	令和2年11月	2日	環境政策課長決裁
	令和3年	4月7日	環境局長決裁
	令和4年	4月14日	環境局長決裁
	令和5年	3月28日	市長決裁
	令和5年	4月17日	脱炭素戦略課長決裁
	令和6年	3月27日	市長決裁
	令和7年	3月28日	市長決裁
	令和7年	4月18日	脱炭素戦略課長決裁
	令和8年	4月7日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における省エネルギー機器等の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進及び災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図るため、省エネルギー機器等を導入する者に対し、予算の範囲内において熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー機器等 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車、ZEH、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、エコキュート、省エネ家電製品（エアコン）、宅配ボックス及び省エネルギー設備をいう。
- (2) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

- ア 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の一定の仕様に基づき量産される自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- イ プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の一定の仕様に基づき量産される自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- ウ 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (3) ZEH 住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEHの要件を満たしているもの）をいう。
- (4) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (5) 蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器をいう。
- (6) エネファーム 都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。
- (7) エコキュート 二酸化炭素を冷媒として、空気中の熱を利用したヒートポンプ技術を活用し、給湯する機器をいう。
- (8) 省エネ家電製品（エアコン） 対象とする空間の空気の温度・湿度・流量・清浄度等を調整して供給するための機器であり、専ら一般住宅の空間を対象とする家庭用のものをいう。
- (9) 宅配ボックス 常時、運送業者が受取人の不在時に荷物を入れ、安全に保管でき、正当な受取人のみが荷物を受け取る機能を有しているものをいう。

(10) 省エネルギー設備 省エネルギー性能の高いLED照明器具、業務用エアコンディショナ、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫及びショーケースで、事業所（工場、事業場、店舗その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に設置されるものをいう。

（補助金の種類及び内容）

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、各補助金の種類に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申請時の添付書類その他の交付要件（以下「交付要件」という。）は、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 別表第1
- (2) ZEH導入補助金 別表第2
- (3) 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型） 別表第3
- (4) 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象） 別表第4
- (5) エネファーム導入補助金 別表第5
- (6) エコキュート導入補助金 別表第6
- (7) 省エネ家電製品（エアコン）導入補助金 別表第7
- (8) 戸建て住宅用宅配ボックス導入補助金 別表第8
- (9) 集合住宅用宅配ボックス導入補助金 別表第9
- (10) 省エネルギー設備導入補助金 別表第10

2 前項各号に掲げる補助金の種類ごとの交付総額は、毎年度、予算の範囲内において、別に定める。

（交付の申請及び受付）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める交付申請書兼実績報告書（第10号に掲げる補助金にあつては、交付申請書）及び別表各号に定める補助金の交付申請時の添付書類（以下「申請書等」という。）を、郵送又は持参により市長に提出しなければならないこととする。ただし、熊本市が指定する電子申請サービス（LOGOフォーム）により申請を行う場合は、申請に必要な事項を入力するとともに、別表各号に定める交付申請時の添付

書類をアップロードして市長に送信しなければならないこととする。

- (1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金
様式第1号
- (2) ZEH導入補助金 様式第2号
- (3) 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型） 様式第3号
- (4) 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象） 様式第4号
- (5) エネファーム導入補助金 様式第5号
- (6) エコキュート導入補助金 様式第6号
- (7) 省エネ家電製品（エアコン）導入補助金 様式第7号
- (8) 戸建て住宅用宅配ボックス導入補助金 様式第8号
- (9) 集合住宅用宅配ボックス導入補助金 様式第9号
- (10) 省エネルギー設備導入補助金 様式第10号

2 申請の受付は、次の各号に掲げる提出方法により行い、当該各号に掲げる日を受付日とする。

- (1) 郵送又は持参 開庁時間（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日を除く日）のうち、午前8時30分から午後5時15分）に脱炭素戦略課に到達した日
- (2) 熊本市が指定する電子申請サービス（L o G oフォーム） 本サービスのシステムに備えられたファイルへの記録がされた日

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の申請があった場合は、その内容を審査する。

2 市長は、前項の審査の結果交付要件を満たすと認めるときは、補助金の交付及びその額の決定（第2号に掲げる補助金については、補助金の交付の決定。以下「交付決定」という。）を行い、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書（第2号に掲げる補助金にあつては、交付決定通知書）により、当該申請者に通知するものとする。

- (1) 次に掲げる補助金 様式第11号
ア 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金

- イ ZEH導入補助金
- ウ 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）
- エ 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）
- オ エネファーム導入補助金
- カ エコキュート導入補助金
- キ 省エネ家電製品（エアコン）導入補助金
- ク 戸建て住宅用宅配ボックス導入補助金
- ケ 集合住宅用宅配ボックス導入補助金

(2) 省エネルギー設備導入補助金 様式第12号

- 3 市長は、第1項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し追加の資料の提出を求めることができる。又、審査に当たって調査する必要があると判断した場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。
- 4 市長は、別表各号に定める補助金の交付申請時の添付書類に不足があると認めるときは、不足書類の提出期限を定め、申請者に対し通知することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による審査の結果交付要件を満たさない場合又は前項で定めた提出期限までに不足書類が提出されない場合、補助金の交付をしないことを決定し、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不交付決定通知書（様式第13号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、前条第2項に定める受付後、その内容について順に審査を行い、交付決定の要件を満たすことが確認された申請から順次、交付決定を行う。ただし、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。
- 7 市長は、募集期間内に補助金の種類ごとに別に定める予算の範囲を超える申請があった場合、予算の範囲を超えた次の日以降の第4条に定める交付の申請について、予算枠に達したことを理由に受付を行わないこととし、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不受理決定通知書（様式第14号）により、当該申請者に対して通知するものとする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更）

第6条 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち省エネルギー

設備導入補助金に係る補助事業において交付決定を受けた者（以下「省エネルギー設備導入補助事業者」という。）は、当該補助事業を変更しようとする場合、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第15号）（以下「承認願」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

2 前項の承認願には、変更内容を説明する書類を添付しなければならないこととする。

3 市長は、第1項の規定により承認願の提出があった場合において、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認通知書（様式第16号）により、省エネルギー設備導入補助事業者へ通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該承認に際し、条件を付するものとする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る実績報告）

第7条 省エネルギー設備導入補助事業者は、事業完了日（補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了した日付をいう。以下同じ。）から30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、省エネルギー設備導入補助金実績報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならないこととする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。

(1) 事業実施報告書（様式第18号）

(2) 導入した省エネルギー設備の設置状況及び型番が確認できる写真（LED照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。）

(3) 導入した省エネルギー設備の設置場所を示した平面図（設備ごとに事業実施報告書（様式第18号）と同一の番号を付したもの。）

(4) 導入した省エネルギー設備の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これがない場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの。写し可。）

(5) 領収書等（省エネルギー設備導入補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）の写し

- (6) 契約書の写し
- (7) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（省エネルギー設備導入補助金に係る補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により省エネルギー設備導入補助金実績報告書が提出された場合、その内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー設備導入補助金交付確定通知書（様式第19号）により、当該省エネルギー設備導入補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る交付申請の取下げ）

第8条の2 省エネルギー設備導入補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付申請を取下げようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金交付申請取下届出書（様式第20号）を市長に提出しなければならないこととする。

（省エネルギー機器等の処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等（以下「当該省エネルギー機器等」という。）を、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。

(1) 第3条第1項第1号に定める補助金の種類 4年

(2) 第3条第1項第2号から第10号に定める補助金の種類 5年

- 2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず前項各号で定めた処分制限期間内において当該省エネルギー機器等の売却、廃棄等の財産処分（以下「財産処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第21号）を市長に提出し、その承認を受けなけれ

ばならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。

3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、補助金の交付を受けた者が、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月を1として起算し財産処分する月を含む期間（以下「保有期間」という。）に応じて、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、保有期間は年数に換算するものとし、当該年数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて整数にする。

4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times \left(1 - \frac{\text{保有期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（債権譲渡の禁止）

第10条 交付決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（状況の報告等）

第11条 交付決定を受けた者は、市長の求めに応じ、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等を行わなければならないこととする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定を受けた者が補助事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条第3項の規定による承認を受けずに補助事業を変更し、又は第8条の2の規定による申請取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第7条の規定による実績報告をせず、又はこれに必要な添付書類を提出しないとき。
- (3) 第9条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。

- (4) 交付決定によって生じる権利を第10条ただし書の規定による市長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) 交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (8) その他市長が認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第14条 交付決定を受けた者は、第12条の規定による交付決定取消しを受け、補助金の返還を請求されたとき、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第15条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(手続代行者)

第16条 申請者は、補助の交付の申請に係る手続きの代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に委任することができることとする。

2 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された手続きについて、誠意をもって実施し、当該手続きの代行を通じて得た申請者の情報を個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 手続代行者は、次の各号に定める項目に関し、申請者の了承を得た上で手続きを代行することとする。

(1) 手続代行者が、本要綱に規定される申請及び実績報告に関する手続きを代行すること。

(2) 要綱に定める市長からの通知の送付先は、申請者となること。

(3) 手続代行者による不正行為等が認められた場合は、第12条第1項第6号の規定に基づき交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、第13条に基づき、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じる場合があること。

4 手続代行者が申請の不備を解消できないことにより、補助金交付に至らない場合、申請者と手続代行者間で解決を図ることとする。

(交付の条件)

第17条 市長は、交付決定をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。

(2) 補助金の交付を受けた省エネルギー機器等は、処分制限期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。

(3) やむを得ず処分制限期間内において財産処分をしようとするときは、第9条第2項に規定する手続をとること。

(4) 省エネルギー設備導入補助事業にあつては、補助事業を変更しようとする場合は、第6条に規定する手続をとること。

(5) 省エネルギー設備導入補助事業にあつては、補助事業が完了した場合は、第7条に規定する実績報告の手続をとること。

(6) 省エネルギー設備導入補助金の交付申請を取下げようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合は、第8条の2に規定する手続をとること。

(7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要があると認める場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。

(8) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継さ

せようとするときは、市長の承認を得ること。

(9) 市長から第11条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報告等を行うこと。

(10) 第12条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(雑則)

第18条 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行し、同日以降に契約された省エネルギー機器等の導入について適用する。

附 則〔平成31年4月9日市長決裁〕

- 1 この要綱は、平成31年4月10日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱は、平成31年度以降に交付決定をする補助金について適用し、同年度前に交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年5月10日環境政策課長決裁〕

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則〔令和2年3月31日市長決裁〕

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(補助対象事業の時期に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間における、この要綱による改正後の別表第2補助対象事業の項第1号、別表第3補助対象事業の項第1号、別表第4補助対象事業の項第1号、別表第5補助対象事業の項第1号及び別表第7補助対象事業の項第1号の規定の適用については、これらの規定中「交付決定を受けようとする」とあるのは、「平成31年4月10日以降に契約したものであり、かつ、交付決定を受けようとする」と読み替えるものとする。

附 則〔令和２年１月２日環境政策課長決裁〕

(施行期日)

1 この要綱は、令和２年１月２日から施行する。

(補助対象事業の様式に関する経過措置)

2 この要綱による改正前の様式第９号については、この要綱の施行の日から令和３年３月末日までの間において、引き続き使用できるものとする。

附 則〔令和３年４月７日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和３年４月７日から施行する。

附 則〔令和４年４月１４日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１４日から施行する。

附 則〔令和５年３月２８日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、この要綱による改正後の第９条については、平成３０年度以降に交付決定をした補助金について適用する。

附 則〔令和５年４月１７日脱炭素戦略課長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則〔令和６年３月２７日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則〔令和７年３月２８日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(要綱の廃止)

この要綱は、令和１０年３月３１日をもって廃止する。

附 則〔令和７年４月１８日脱炭素戦略課長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和７年４月１８日から施行する。

附 則〔令和 8 年 4 月 7 日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行し、この要綱による改正後の第 9 条については、平成 3 0 年度以降に交付決定をした補助金について適用する。

別表第1（第3条関係）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 本市に住民登録がある者</p> <p>イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>(イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体</p> <p>(ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人</p> <p>(エ) 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等</p> <p>(2) 電気自動車等に係る自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）において所有者（所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者）として記載されていること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（経済産業大臣が定めた、補助金の交付に係る申請の時点で最新の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に基づく補助事業者が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としている車両で、給電機能（外部給電器又はV2H充放電設備を経由して若しくは車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能）を有するものに限る。以下「補助対象車両」という。）の購入（所有権留保付クレジットによる購入を含む。ただし、リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 補助対象車両の自動車検査証における登録年月日／交付年月日の年月と、初度登録年月が同一であること。</p> <p>(3) 補助対象車両の自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）における使用の本拠の位置が熊本市内であること。</p> <p>(4) 補助対象経費が50万円以上であること。</p>
補助対象経費	<p>補助対象車両の購入費とする。給電機能がオプションの場合は、その購入費を</p>

	含む。
補助額	1件につき10万円
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類（給電機能がオプションの場合には、給電機能を追加したことが内訳に示されていること）</p> <p>(2) 補助対象事業に係る自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）</p> <p>(3) 支払いが完了していることを証明する書類</p> <p>(4) 住民票（補助対象者が本市に住民登録がある者の場合のみ必要。本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）</p> <p>(5) 申請者の住所において事業活動を営んでいることがわかる書類（補助対象者が法人であり、申請者の住所と登記事項証明書に記載のある住所が異なる場合のみ必要）</p> <p>(6) 商業登記又は法人登記の登記事項証明書（補助対象者が法人の場合のみ必要。発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</p> <p>(7) 確定申告書B（補助対象者が個人事業主の場合のみ必要）</p> <p>(8) 誓約書（様式第22号）（補助対象者が非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合のみ必要）</p> <p>(9) 直近の定款（補助対象者が非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合のみ必要）</p> <p>(10) 給電機能の有無が確認できる書類（給電機能が標準仕様の場合のみ必要）</p> <p>(11) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	過去に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金の交付を受けた者は、第9条第1項第1号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申請することはできない。

別表第2（第3条関係）

ZEH導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、ZEHを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った、ZEHとなる戸建住宅の新築又はZEHとして新築された戸建ての建売住宅の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 次の要件を満たし事業が完了したものであること。</p> <p>ア 申請の時点で事業に係る代金の支払いが完了していること。</p> <p>イ 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に引渡が行われていること。</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）において、『ZEH』（Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象外）の評価を受けたものであること。</p> <p>(3) ZEHに係る設備として太陽光発電設備・断熱・換気設備・給湯設備を備えており、これらの設備は新品（未使用品）であること（リースその他補助対象者に所有権がない設備が含まれている場合は対象外）。</p> <p>(4) 補助対象経費が75万円以上であること。</p>
補助対象経費	ZEHに係る設備（太陽光発電設備・断熱・換気設備・給湯設備）とする。
補助額	1件につき15万円
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 補助対象経費の内訳等ZEH施工の契約が確認できる書類</p> <p>(2) BELSの評価書</p> <p>(3) 住民票（本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）</p> <p>(4) 建物全体のカラー写真</p> <p>(5) 太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真</p> <p>(6) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類</p> <p>(7) 引渡日を証する書類</p> <p>(8) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	過去にZEH、太陽光発電設備（蓄電池併設型）、エネファーム若しくはエコキュート導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処

分をした場合を除き、この補助金の申請をすることができない。

別表第3（第3条関係）

太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、太陽電池及びパワーコンディショナ（以下「太陽光発電設備」という。）及び蓄電池（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った太陽光発電設備及び蓄電池（以下この表において「補助対象設備」という。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで事業完了日が異なる場合は、先に設置した設備の事業完了日が、後に設置した設備の事業完了日の1年以内のものであること。</p> <p>(2) 設置される太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも1kW以上であること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備及び蓄電池について、戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。</p> <p>(4) 設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、新品（未使用品）であること。</p> <p>(5) 設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、補助対象者が所有するものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで所有者が異なる場合は、いずれかの設備は補助対象者が所有するものであり、その他の設備は生計を一にする者が所有するものであること（リースその他補助対象者等に所有権がないものは対象外）。</p> <p>(6) 補助対象経費が40万円以上であること。</p>
補助対象経費	補助対象設備の購入費とする。
補助額	1件につき8万円

補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>なお、蓄電池において型番とは、環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録されたパッケージ型番を確認できるものとする。以下この表において同じ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類 (2) 補助対象設備の型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類 (3) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類 (4) 住民票（マイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。） (5) 太陽電池の全景及びパワーコンディショナの全景及び型番が確認できるカラー写真 (6) 蓄電池の全景及び型番が確認できるカラー写真 (7) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類 (8) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡日が確認できる書類 (9) 補助金の振込先が確認できる書類 (10) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	<p>過去にZEH、太陽光発電設備（蓄電池併設型）若しくは蓄電池（固定価格買取制度満了世帯対象）導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申請をすることはできない。</p>

別表第4（第3条関係）

蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、蓄電池を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った蓄電池（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。</p> <p>(2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。</p> <p>(3) 設置された蓄電池は、新品（未使用品）であること。</p> <p>(4) 設置された蓄電池は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p> <p>(5) 蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に太陽光発電設備が設置されており、かつ補助金の交付に係る申請の時点で、当該太陽光発電設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（太陽光発電設備で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）の買取期間が満了していること。</p> <p>(6) 補助対象経費が40万円以上であること。</p>
補助対象経費	蓄電池の購入費とする。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>蓄電池において型番とは、環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録されたパッケージ型番を確認できるものとする。以下この表において同じ。</p> <p>(1) 補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類</p> <p>(2) 蓄電池の型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類</p> <p>(3) 蓄電池が新品であることが確認できる書類</p>

	<p>(4) 住民票（本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）</p> <p>(5) 蓄電池の設備全景及び型番が確認できるカラー写真</p> <p>(6) 設置されている太陽光発電設備の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間満了時期が確認できる書類</p> <p>(7) 補助対象経費を支払ったことが証明できる書類</p> <p>(8) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの</p> <p>(9) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>過去に太陽光発電設備（蓄電池併設型）若しくは蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類補助金へ申請することはできない。</p>

別表第5（第3条関係）

エネファーム導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、エネファームを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行ったエネファーム（一般社団法人燃料電池普及促進協会より機器登録を受けたものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。</p> <p>(2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。</p> <p>(3) 設置されたエネファームは、新品（未使用品）であること。</p> <p>(4) 設置されたエネファームは、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p> <p>(5) 補助対象経費が40万円以上であること。</p>
補助対象経費	エネファームの購入費とする。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>型番とは一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストと照合できるものを指す。以下この表において同じ。</p> <p>(1) 補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類</p> <p>(2) エネファームの型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類</p> <p>(3) エネファームが新品であることが確認できる書類</p> <p>(4) 住民票（本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）</p> <p>(5) エネファームの全景及び型番が確認できるカラー写真</p> <p>(6) 補助対象経費を支払ったことが証明できる書類</p> <p>(7) 引渡をもって事業完了日となる場合は、引渡を証するもの</p> <p>(8) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	過去にZEH若しくはエネファーム導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申請をするこ

	とはできない。
--	---------

別表第6（第3条関係）

エコキュート導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、エコキュートを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行ったエコキュート（JIS C 9220において、年間給湯保温効率が3.6以上、ふろ保温機能のない機種にあっては、年間給湯効率が3.7以上のもの。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。</p> <p>(2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。</p> <p>(3) 設置されたエコキュートは、新品（未使用品）であること。</p> <p>(4) 設置されたエコキュートは、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p> <p>(5) 補助対象経費が20万円以上であること。</p>
補助対象経費	<p>エコキュートの購入費とする。</p>
補助額	<p>1件につき4万円</p>
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類</p> <p>(2) エコキュートの年間給湯効率又は年間給湯保温効率及び型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類</p> <p>(3) エコキュートが新品であることが確認できる書類</p> <p>(4) 住民票（本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申請者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）</p> <p>(5) エコキュートの設備全景及び型番が確認できるカラー写真</p> <p>(6) 補助対象経費を支払ったことが証明できる書類</p> <p>(7) 引渡をもって事業完了日となる場合は、引渡を証するもの</p> <p>(8) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>過去にZEH若しくはエコキュート導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申請をすることはできない。</p>

別表第7（第3条関係）

省エネ家電製品（エアコン）導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行ったエアコンの設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において、熊本市内に所在する店舗で購入されたものであること</p> <p>(2) 新品（未使用品）であること</p> <p>(3) 補助対象者が自ら所有し、かつ使用するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）</p> <p>(4) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）の規定による多段階評価点が4.0を満たすものであること。</p> <p>(5) 補助対象経費が10万円以上であること</p>
補助対象経費	<p>エアコンの購入費とし、複数台購入した場合は、その合計額とする。</p>
補助額	<p>一世帯につき2万円</p>
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 補助対象経費を熊本市内に所在する店舗で支払ったことが確認できる書類</p> <p>(2) エアコンの多段階評価点や型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類</p> <p>(3) エアコンが新品であることが確認できる書類</p> <p>(4) 住民票（本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）</p> <p>(5) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>同一の年度中に省エネ家電製品（エアコン）導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類補助金へ申請することはできない。</p>

別表第8（第3条関係）

戸建て住宅用宅配ボックス導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、本市に住民登録がある者であり、かつ補助対象事業に係る購入者であること。</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った宅配ボックスの設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 耐久性があり、正当な受取人のみが荷物を受け取れる機能（鍵等）を有しているものであり、かつ容易に移動できないよう設置することが可能であること。</p> <p>(2) 新品（未使用品）であること。</p> <p>(3) 3辺（縦・横・高さ）の合計が100cm以上の物品を収納可能であること。</p> <p>(4) 交付決定を受けようとする年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に店舗（ECサイト（インターネット上で販売を行うウェブサイトを）を含む）で購入されたものであること（個人売買で購入したもの、自作したもの、リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外とする。）。</p> <p>(5) 補助対象者が自ら居住する戸建住宅に導入し、自らが使用するものであること。</p> <p>(6) 補助対象経費が1万5千円以上であること。</p>
補助対象経費	<p>宅配ボックスの購入費とする。ただし、補助対象として申請することのできる宅配ボックスは1点までとする。</p>
補助額	<p>1世帯につき5千円</p>
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類</p> <p>(2) 宅配ボックスの型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類</p> <p>(3) 住民票（本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）</p> <p>(4) 宅配ボックスの設置後のカラー写真</p> <p>(5) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>過去に戸建て住宅用宅配ボックス導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申請することはできない。</p>

別表第9（第3条関係）

集合住宅用宅配ボックス導入補助金

補助対象者	<p>集合住宅において、補助対象設備を設置する者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 本市に所在する集合住宅の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者を除く。）、又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する区分所有者の団体）であること。</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った宅配ボックスの設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 耐久性があり、正当な受取人のみが荷物を受け取れる機能（鍵等）を有しているものであり、かつ容易に移動できないよう設置することが可能であること。</p> <p>(2) 宅配ボックスは、新品（未使用品）であること。</p> <p>(3) 3辺（縦・横・高さ）の合計が60cm以上の物品を収納可能な開口部を1個以上設置すること。</p> <p>(4) 交付決定を受けようとする前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に店舗（ECサイト（インターネット上で販売を行うウェブサイト）を含む）で購入されたものであること（個人売買で購入したもの、自作したもの、リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外とする。）。</p> <p>(5) 熊本市内に所在する集合住宅（令和8年（2026年）3月31日までに建築されたものに限る）の共用部分において、その居住者が使用するものであること。</p>
補助対象経費	<p>宅配ボックスの購入費とする。補助対象事業を複数の集合住宅に行った場合は、その合計額とする。</p>
補助額	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は10万円とする。</p>
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類</p> <p>(2) 購入した宅配ボックスの仕様が分かる書類</p> <p>(3) 本人確認ができる書類（申請者が所有者でありかつ個人の場合）</p> <p>(4) 商業登記又は法人登記の登記事項証明書（発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。申請者が法人の場合のみ。）</p> <p>(5) 宅配ボックスの設置後のカラー写真</p> <p>(6) 建築確認済証</p> <p>(7) 不動産登記事項証明書（申請者が所有者の場合のみ）</p> <p>(8) 管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証</p>

	<p>する書類（申請者が管理組合の場合のみ）</p> <p>(9) 管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議がされたことを示す書類（申請者が管理組合の場合のみ）</p> <p>(10) 補助金の振込先が確認できる書類</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>当該年度に集合住宅用宅配ボックス導入補助金の交付を受けた者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類補助金へ申請することはできない。</p>

別表第10（第3条関係）

省エネルギー設備導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体</p> <p>ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人</p> <p>エ 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等</p> <p>(2) 補助金の交付に係る申請の日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 熊本市事業所グリーン宣言登録制度（環境負荷の少ない事業活動に取り組むことを本市（市民）に対して宣言する事業所について、登録・公表する本市の制度をいう。）による登録を受けている事業所（登録に向けて宣言をしている事業所を含む。）</p> <p>イ エコアクション21認証・登録制度（「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する環境省の制度をいう。）による認証及び登録を受けている事業所</p> <p>ウ ISO14001認証制度（国際標準化機構14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。）による認証を受けている事業所</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する事業</p> <p>(1) 補助対象者が既に事業活動を営んでいる既設の事業所（熊本市内に存するものに限る。）において使用している設備を省エネルギー設備に更新する事業（以下この表において「更新事業」という。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの。</p> <p>ア LED照明器具（当該年度までに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく当該設備の判断基準に適合した設備に限る。）に更新する事業。ただし、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新を除く。</p> <p>イ 業務用エアコンディショナ、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該設備の性能の向上に関する</p>

	<p>る製造事業者等の判断基準（以下「トップランナー基準」という。）を満たす設備（当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。）に更新する事業であること。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定を受ける前に契約されておらず、かつ着工されたものでないこと。</p> <p>(3) 補助金の交付の申請をした年度において、2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了する見込みがあること。</p> <p>(4) 導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 更新前後で使用用途が同じであること。</p> <p>イ 新品（未使用品）であること。</p> <p>ウ 補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p> <p>(5) 算定される補助額が20万円以上となること。</p>
補助対象経費	更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費用（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）
補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は100万円、下限額は20万円とする。
補助金の交付申請時の添付書類（写し可）	<p>(1) 事業計画書（様式第10号の別紙1）</p> <p>(2) 法人の場合は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書（発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</p> <p>(3) 個人事業主の場合は、確定申告書B</p> <p>(4) 申請者の所在地（又は住所）と省エネルギー設備の設置場所が異なる場合は、申請者が設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類</p> <p>(5) 省エネルギー設備を導入する事業所の位置図</p> <p>(6) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真（ただし、照明器具の更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ（型番の写真は不要）。また、照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。）</p> <p>(7) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図（設備ごとに事業計画書（様式第10号の別紙1）と同一の番号を付したものの。）</p> <p>(8) 事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類（ただし、照明器具の更新の場合は除く。）</p> <p>(9) 導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、かつその性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類</p> <p>(10) 更新事業に係る見積書（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの）</p> <p>(11) エコアクション21認証・登録証若しくはISO14001登録証及び</p>

	<p>登録付属書（ただし、熊本市事業所グリーン宣言登録制度による登録を受けている事業所の場合は除く。）</p> <p>(12) 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書（様式第22号）</p> <p>(13) 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款</p> <p>(14) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>その他の交付要件</p>	<p>(1) 過去に省エネルギー設備導入補助金の交付を受けた者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類補助金へ申請することはできない。</p> <p>(2) 補助対象者(2)各号いずれかの認証又は登録について、補助金が交付された年度を含め3年間継続すること。</p>